

糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会設置要綱

令和6年3月1日ガス水道局告示第3号

(設置)

第1条 糸魚川市のガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「ガス上下水道事業」という。）における今後の官民連携のあり方について、識見を有する者等から意見を聴取することを目的に、糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、ガス上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に意見書を提出するものとする。

- (1) ガス上下水道事業における官民連携のあり方に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) ガス上下水道事業に関する知見を有する者
- (3) 経営に関する知見を有する者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する意見書の提出が完了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその

議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、ガス水道局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。